

生	00	01	1 年
(令和 9 年 3 月末まで保存)			
(令和 7 年 9 月末まで有効)			

生 企 第 2 5 0 号

令 和 7 年 8 月 1 8 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

警備員の検定合格者審査の実施について

みだしについて、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に基づき、警備員の検定合格者審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を下記のとおり実施するので、審査申請に伴う適正な事務取扱いに努められたい。

記

1 実施日時

令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 1 時から午後 4 時まで

2 実施場所

青森市問屋町 1 丁目 10 番 10 号 青森市はまなす会館

3 実施する審査、審査対象者及び予定定員

次表のとおり（なお、審査対象者は警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

実施する審査	審査対象者	予定定員
空港保安警備業務に係る 1 級の審査	検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下	

	「旧 1 級検定」という。)に合格した者	
空港保安警備業務に係る 2 級の審査	空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの(以下「旧 2 級検定」という。)に合格した者	
施設警備業務に係る 1 級の審査	旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備(以下「常駐警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者	
施設警備業務に係る 2 級の審査	常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者	
交通誘導警備業務に係る 1 級の審査	旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者	
交通誘導警備業務に係る 2 級の審査	交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者	
核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の審査	旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者	
核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の審査	核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者	
貴重品運搬警備業務に係る 1 級の審査	旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者	
貴重品運搬警備業務に係る 2 級の審査	貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者	合計 30人

4 審査の方法及び内容

審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

5肢択一式10問の筆記試験により行い、配点は1問につき10点として100点満点とする。

合格基準は90%以上の成績であることとする。

試験時間は30分とする。

〔出題範囲〕

- ① 警備業務に関する基本的な事項
- ② 法令に関すること。
- ③ 警備業務の実施に関すること。
- ④ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

実技試験は減点式採点法で行い、100点満点とする。

合格基準は90%以上の成績であることとする。

〔出題範囲〕

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

〔実施内容〕

徒手による護身術の基本動作（前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当て）のうち、1級審査は二つ、2級審査は一つを行わせる。

5 審査の申請手続

(1) 申請受付期間、受付時間及び受付の締切り

ア 受付期間

令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間

イ 受付時間

午前9時から午後4時までの間

ウ 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

(2) 申請場所

ア 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

ウ 青森県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」

という。)を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 申請書類

ア 検定規則附則別記様式の審査申請書1通を提出させること。

イ 審査申請書には、次の(ア)又は(イ)に該当する者にあつては、それぞれに定める書面を添付させること。ただし、審査申請者が(ア)及び(イ)の双方に該当する場合にあつては(ア)又は(イ)に掲げる書面のうちいずれかを添付させること。

なお、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(ア)及び(イ)に掲げる書面のすべての添付を要しないものとする。

(ア) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面)

(イ) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

ウ イに定めるもののほか、審査申請書には、次に掲げる書類等のすべてを添付させること。

(ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

(イ) 旧合格証の写し

(4) 手数料

青森県収入証紙(他都道府県の収入証紙は不可)により4,700円分を手数料納付書(警備業事務処理要領第4号様式)に貼付させ、納付させること。

また、手数料納付書に貼付されている青森県収入証紙に消印を押さないこと。

6 審査申請の受付上の留意事項

(1) 郵送による申込みを認めないこと。

(2) 審査申請書(添付書類を含む)に記載されている氏名、住所、受けようとする審査の区分等を確認するとともに、勤務先(所属警備会社)、連絡先を聴取し、事後の連絡手段を確保すること。

(3) 保有する旧合格証に係る事項は、申請書添付の旧合格証の写しで確認するとともに、審査申請者が学科試験及び実技試験の全部を免除される者で

ないことを確認すること。

※ 免除される者（附則第7条第2項より）

○ この規則の施行の際（平成17年11月21日）現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

○ この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者

(4) 審査申請書を受理したときは、速やかに生活安全企画課に電話報告し、同課が指定する受理番号を審査申請書所定欄に記入すること。

(5) 受理した審査申請書等は、別添送付書により生活安全企画課に送付すること。

なお、審査申請書等は1通のみの提出となることから、受理警察署においては、審査申請書等の写しを作成、保管すること。

(6) 警備員の検定合格者審査の実施については、青森県報に登載されて公示されるとともに、警察本部ホームページにも掲載することから、各警察署においても別添「広報用チラシ」を活用し、広報活動に努めること。

担当 生活安全企画課

別記様式（附則第10条関係）

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	（		署）
※ 受理番号		※ 受理年月日				年		月		日
※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	：	年		月		日
※ 合格証明書交付公安委員会	：	※ 合格証明書交付年月日				年		月		日

審 査 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則附則第 1 0 条の規定により検定合格者審査を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名											
住 所											
生 年 月 日		電話 () ー 番									
		明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日									
		1 2 3 4 5 日									
本籍又は国籍		※									
受けようとする 検定合格者 審査の区分		1 級 2 級 ※									
保有する 合格証	警備業務 の種別	空港保安 常 駐 交 通 核燃料物質等 貴 重 品 警 備 警 備 誘導警備 運 搬 警 備 運 搬 警 備 ※									
	検 定 の 区 分	1 級 2 級 ※									
	交 付 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日 合格証番号 号									
合格証を交付した公安委員会		公安委員会									

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

第 4 号様式

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

氏 名

手 数 料 納 付 書

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例第 2 条の規定により、手数料を納付します。

納 付 金 額	4 , 7 0 0 円
納 付 目 的	審 査 手 数 料
証紙ちょう付欄	

別記様式

生	01	14	暦5年
(令和12年12月まで保存)			
年 月 日			

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

検 定 合 格 者 審 査 申 請 送 付 書

申請者住所

氏名

に係る検定合格者審査申請（警備業務 級）
について、別添申請書のとおりであるから送付します。

警備員の検定合格者審査の実施について (旧検定合格者対象)

主催 青森県公安委員会

- 1 実施日時
令和7年9月24日(水) 午後1時から午後4時まで
- 2 実施場所
青森市問屋町1丁目10番10号 青森市はまなす会館
- 3 実施する審査及び定員
 - (1) 実施する審査
 - 空港保安警備業務1級及び2級
 - 施設警備業務1級及び2級
 - 交通誘導警備業務1級及び2級
 - 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - 貴重品運搬警備業務1級及び2級
 - (2) 定員
合計30人(予定)
- 4 手数料
4,700円(青森県収入証紙)
- 5 実施要領
 - (1) 学科試験、実技試験の順に実施し、学科試験に合格した者に対してのみ実技試験を行います。
 - (2) 学科試験
5肢択一式10問の筆記試験、試験時間は30分とします。
1問10点の100点満点中、90%以上の成績で合格となります。
〔出題範囲〕
 - 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (3) 実技試験
減点式採点法で行い、100点満点中、90%以上の成績で合格となります。
〔出題範囲〕
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
〔実施内容〕
 - 徒手による護身術の基本動作(前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当て)
のうち、1級審査は二つ、2級審査は一つを実施します。
- 6 受付期間
令和7年8月25日(月)から同月29日(金)までの午前9時から午後4時までの間

《検定合格者審査に関する問合せ先》

- 青森県警察本部生活安全企画課 (TEL017-723-4211)
- 青森県内各警察署生活安全課又は刑事生活安全課